新型コロナウイルス対策(新たな外出禁止令の発出など)

19日、アンドリュー・ホルネス首相は、新型コロナウイルスの感染状況及び高い病床 使用率の現状を踏まえ、特定日の24時間の外出禁止令など新たな規制強化対策を 発表しました。概要は以下のとおりです。

詳細はこちらをご確認下さい。

(ホルネス首相のツイート)

https://mobile.twitter.com/andrewholnessjm

1 以下の7日を24時間外出禁止とする。8月22日(日)、23日(月)、24日(火)29日(日)、30日(月)、31日(火)9月5日(日)

- 2 水、木、金曜日の外出禁止令対象時間は午後7時から翌日午前5時、土曜日は午後6時からとする。ただし、準備のため、20日は午後9時から翌日午前5時、21日は午後8時からとする。
- 3 外出禁止対象時間であってもワクチン接種のための外出は許可する。
- 4 準備のため、20日及び27日、就業は12時までとする。例外は以下のとおり。 裁判所、警備、金融、交通、保健(薬局、眼科・歯科)、水道、電気、石油、ガスやエネルギー関連、消毒、消防、空港、通信、食品(スーパー、卸業者、レストラン、小売店)、船舶運輸関連、税務署・税関・入管・ジャマイカ印刷局の重要業務、葬儀社、ファームストア、委託業者。
- 5 外出禁止令の時間であっても緊急医療、海外渡航のための空港往復、必要不可欠業務は許可される(漁業、農業、工場、委託業者、金融機関のメンテナンスやマスコミなどを含む)。ただし、外出には、警察に会社の身分証を提示する必要がある。これらの業務であっても在宅勤務を推奨し、必要な場合のみとすること。
- 6 8月25日から9月7日まで葬儀は禁止。埋葬は司式者などを含み15人まで。埋葬は、外出禁止日を除く平日午前9時から午後4時まで、30分以内に執り行うこと。

引き続き感染予防と最新の関連情報にご留意ください。

8月19日

在ジャマイカ日本大使館

Embassy of Japan in Jamaica

NCB Towers, North Tower, 6th Floor, 2 Oxford Rd, Kingston 5

tel:1(876)929-3338/9 fax:1(876)968-1373

http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/

(緊急時:*FM radio: 87.9Mhz)